

協議事項

- (1) 用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定変更案（北海道決定）**



(様式 1)

千歳恵庭圏都市計画区域（千歳市）における用途地域の指定のない区域内の建築物
に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定について
(北海道指定)

建築基準法第 52 条第 1 項第 8 号、第 53 条第 1 項第 6 号、別表第 3 (に) 欄の 5 の項、
第 56 条第 1 項第 2 号二の規定に基づく数値を次のように変更する。

区域番号	位置	区域面積 (ha)	法第 52 条第 1 項第 8 号 の規定による数値 (容積率)	第 53 条第 1 項第 6 号の 規定による数値 (建築率)	別表第 3 (に) 檻の 5 の項の規定による数値 (道路斜線勾配)	第 56 条第 1 項第 2 号 二の規定に基づく数値 (隣地斜線勾配)
千-1	千歳市青葉丘、日の出丘、駒里、祝梅、根志越、中央、泉郷、都、釜加、蘭越、柏台、幌加、協和、新川、東丘、あずさ 1 丁目、幸福 1 丁目、旭ヶ丘 1・4 丁目、旭ヶ丘 2 丁目の一部、旭ヶ丘 3 丁目の一部、北信濃の一部、上長都の一部、長都、泉沢の一部、平和の一部、美々の一部、北光 1 丁目の一部、日の出 4 丁目の一部、清流 1 丁目の一部	約 22,084	20/10	6/10	1.5	2.5
千-2	千歳市美々の一部、平和の一部	約 599	20/10	7/10	1.5	2.5

「区域は総括図のとおり」

理由

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の用途地域の指定のない区域（以下「白地地域」という。）の範囲が変更となるため、建築基準法に基づき白地地域の建築形態制限の変更を行うものである。

千歳恵庭圏都市計画区域（千歳市）における用途地域の指定のない区域内の建築物
に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定について
(北海道指定)

新旧対象表

※上段：「変更前」、下段：「変更後」

区域番号	位置	区域面積 (ha)	面積増減 (ha)	法第52条第1項第8号の規定による 数値 (容積率)	第53条第1項第6号の規定による数値 (建蔽率)	別表第3(に)欄の 5の項の規定による 数値 (道路斜線勾配)	第56条第1項第2 号二の規定に基づく 数値 (隣地斜線勾配)
千-1	千歳市青葉丘、 日の出丘、駒 里、祝梅、根志 越、中央、泉郷、 都、釜加、蘭越、 柏台、幌加、協 和、新川、東丘、 あずさ1丁目、 幸福1丁目、旭 ヶ丘1・4丁目、 旭ヶ丘2丁目 の一部、旭ヶ丘 3丁目の一部、 北信濃の一部、 上長都の一部、 長都、泉沢の一 部、平和の一 部、美々の一 部、北光1丁目 の一部、日の出 4丁目の一部、 清流1丁目の 一部	約23,745		20/10	6/10	1.5	2.5
		▲1,661					
	約22,084			20/10	6/10	1.5	2.5

※上記変更後の区域面積は、測量精度の高度化による都市計画区域の面積の修正に伴う減少分を含む。

千歳恵庭圏都市計画区域（千歳市）における用途地域の指定のない区域内の建築物
 に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定について
 （北海道指定）

新旧対象表（詳細）

※上段：「変更前」、下段：「変更後」

区域番号	位置	区域面積 (ha)	面積増減 (ha)	法第52条第1項第8号の規定による数値 (容積率)	第53条第1項第6号の規定による数値 (遮蔽率)	別表第3(に)欄の5の項の規定による数値 (道路斜線勾配)	第56条第1項第2号二の規定に基づく数値 (隣地斜線勾配)
千-1	1 上長都地区	0.0	0.2	-	-	-	-
		約0.2		20/10	6/10	1.5	2.5
	2 上長都地区	0.0	1.1	-	-	-	-
		約1.1		20/10	6/10	1.5	2.5
	3 上長都地区	0.0	4.3	-	-	-	-
		約4.3		20/10	6/10	1.5	2.5
	4 上長都地区	0.0	11.6	-	-	-	-
		約11.6		20/10	6/10	1.5	2.5
	5 桜木地区	0.0	0.4	-	-	-	-
		約0.4		20/10	6/10	1.5	2.5
	6 自由ヶ丘地区	0.0	0.3	-	-	-	-
		約0.3		20/10	6/10	1.5	2.5
	7 自由ヶ丘地区	0.0	0.1	-	-	-	-
		約0.1		20/10	6/10	1.5	2.5
	8 自由ヶ丘地区 北斗地区	0.0	0.9	-	-	-	-
		約0.9		20/10	6/10	1.5	2.5

(様式2)

指定概要

1 千歳恵庭圏都市計画区域（千歳市）の概要

	変更前	変更後
都市計画区域の面積	約 27,570 ha	約 25,890 ha
用途地域の面積	約 3,226 ha	約 3,207 ha
白地地域の面積	約 24,344 ha	約 22,683 ha

※上記変更後の区域面積は、測量精度の高度化による都市計画区域の面積の修正に伴う減少分を含む。

2 白地地域の土地利用の現況

千歳恵庭圏都市計画区域における千歳市の白地地域は、大部分が農地や森林であり、一部に既存宅地・集落が形成されているほか、市街地に隣接して新千歳空港の施設、自衛隊施設が配置されている。

3 区域ごとの容積率等の指定

1) 区域番号 千-1

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、白地地域の範囲が変更となるため、建築基準法に基づき白地地域の建築形態制限の変更を行う。

現段階では面的な土地利用は想定されないが、適正な規制が必要であることから、既存の規制区域を拡大することとし、制限値については現在の規制と同様の容積率 20/10、建蔽率 6/10、道路斜線勾配 1.5、隣地斜線勾配 2.5 を指定する。

(別紙1)

都市計画区域内の用途地域の指定のない区域の建築形態制限の変更に係る素案概要

市町村名 千歳市

区域の種類	線引き区域
白地区域の現況及び特性	
<p>千歳市は、昭和46年に市街化区域、市街化調整区域の区域区分の都市計画を定め、昭和49年に現在の都市計画区域を指定し、計画的な市街地形成を図ってきている。都市計画区域面積は、約27,570haとなっており、その内市街化区域面積は、約3,226haであり、残りの約24,344haが白地地域（市街化調整区域）となっている。</p> <p>白地地域については、大部分が農地や森林であり、一部に既存宅地・集落が形成されているほか、市街地に隣接して新千歳空港の施設、自衛隊施設が配置されており、線引き制度や開発許可制度により、それぞれ適切な土地利用がされている。</p> <p>白地地域における建築形態制限は、新千歳空港の施設区域（千-2）で容積率20/10、建蔽率7/10、道路斜線勾配1.5、隣地斜線勾配2.5としており、それ以外の区域で容積率20/10、建蔽率6/10、道路斜線勾配1.5、隣地斜線勾配2.5としている。</p>	
将来土地利用構想	
<p>白地地域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業などの各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として保全に努める。</p> <p>市街地周辺部には、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要があり、農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図ることとしている。</p> <p>新千歳空港は、北海道の航空ネットワークの中核空港として、増加する人や貨物の需要に対応するための機能強化を図り、北の国際拠点空港化を進めており、施設区域については、交通及び市民や観光客などの回遊や滞在を促す拠点として位置付けている。</p>	
建築形態制限の設計方針	
<p>都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大する部分であるため、新たに建築形態規制区域を設けるのではなく、白地地域が拡大する部分を現行の制限と同様の制限とする。</p>	
変更理由	
<p>現行の白地地域の範囲が変更となるため、建築基準法に基づき白地地域の建築形態制限の変更を行うものである。</p>	

区域番号	面積	建蔽率	容積率	道路斜線の数値	隣地斜線の数値	備考
千-1	約 22,084ha	6/10	20/10	1.5	2.5	
千-2	約 599ha	7/10	20/10	1.5	2.5	
合計	約 22,683ha					

(別紙2-1)

地区別の建築形態制限の概要（変更分）

市町村名 千歳市

区域番号	千-1		地区名	1 上長都地区
制限値	建蔽率	6/10	道路斜線	1.5
	容積率	20/10	隣地斜線	2.5
地区の現況				
上長都地区は千歳市の西部に位置し、国道36号の北側に千歳市第2工業団地、南側には千歳第3・千歳市第4工業団地が造成されており、千歳市工業団地の基盤となっている地区である。				
区域設定の理由				
都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、後背地と同様の土地利用が見込まれることから、新たに建築形態制限区域を設けるのではなく、既存の規制区域を拡大する。				
制限値設定理由				
現段階では面的な土地利用は想定されないが、適正な規制が必要であることから、既存の規制区域を拡大することとし、制限値については現在の規制と同様とする。				
将来土地利用構想（市町村総合計画、都市計画区域マスターplan、市町村都市計画マスターplan、その他）				
千歳恵庭圏区域マスターplanにおいて、市街地周辺部は、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要があり、農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図ることとしている。				
変更内容				
都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、既存の規制区域を拡大する。				
白地地域拡大となる面積 0.2ha				
既存不適格状況				
なし				
その他の特記事項				
なし				

(別紙 2-2)

地区別の建築形態制限の概要（変更分）

市町村名 千歳市

区域番号	千-1		地区名	2 上長都地区
制限値	建蔽率	6/10	道路斜線	1.5
	容積率	20/10	隣地斜線	2.5

地区の現況

上長都地区は千歳市の西部に位置し、国道 36 号の北側に千歳市第 2 工業団地、南側には千歳第 3・千歳市第 4 工業団地が造成されており、千歳市工業団地の基盤となっている地区である。

区域設定の理由

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、後背地と同様の土地利用が見込まれることから、新たに建築形態制限区域を設けるのではなく、既存の規制区域を拡大する。

制限値設定理由

現段階では面的な土地利用は想定されないが、適正な規制が必要であることから、既存の規制区域を拡大することとし、制限値については現在の規制と同様とする。

将来土地利用構想（市町村総合計画、都市計画区域マスターplan、市町村都市計画マスターplan、その他）

千歳恵庭圏区域マスターplanにおいて、市街地周辺部は、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要があり、農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図ることとしている。

変更内容

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、既存の規制区域を拡大する。

白地地域拡大となる面積 1.1ha

既存不適格状況

なし

その他の特記事項

なし

(別紙 2-3)

地区別の建築形態制限の概要（変更分）

市町村名 千歳市

区域番号	千-1		地区名	3 上長都地区
制限値	建蔽率 6/10	道路斜線 1.5	日影規制 一	
	容積率 20/10	隣地斜線 2.5		
地区の現況				
上長都地区は千歳市の西部に位置し、国道 36 号の北側に千歳市第 2 工業団地、南側には千歳第 3・千歳市第 4 工業団地が造成されており、千歳市工業団地の基盤となっている地区である。				
区域設定の理由				
都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、後背地と同様の土地利用が見込まれることから、新たに建築形態制限区域を設けるのではなく、既存の規制区域を拡大する。				
制限値設定理由				
現段階では面的な土地利用は想定されないが、適正な規制が必要であることから、既存の規制区域を拡大することとし、制限値については現在の規制と同様とする。				
将来土地利用構想（市町村総合計画、都市計画区域マスターplan、市町村都市計画マスターplan、その他）				
千歳恵庭圏区域マスターplanにおいて、市街地周辺部は、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要があり、農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図ることとしている。				
変更内容				
都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、既存の規制区域を拡大する。				
白地地域拡大となる面積 4.3ha				
既存不適格状況				
なし				
その他の特記事項				
なし				

(別紙 2-4)

地区別の建築形態制限の概要（変更分）

市町村名 千歳市

区域番号	千-1		地区名	4 上長都地区
制限値	建蔽率 6/10	道路斜線 1.5	日影規制 一	
	容積率 20/10	隣地斜線 2.5		

地区の現況

上長都地区は千歳市の西部に位置し、国道 36 号の北側に千歳市第 2 工業団地、南側には千歳第 3・千歳市第 4 工業団地が造成されており、千歳市工業団地の基盤となっている地区である。

区域設定の理由

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、後背地と同様の土地利用が見込まれることから、新たに建築形態制限区域を設けるのではなく、既存の規制区域を拡大する。

制限値設定理由

現段階では面的な土地利用は想定されないが、適正な規制が必要であることから、既存の規制区域を拡大することとし、制限値については現在の規制と同様とする。

将来土地利用構想（市町村総合計画、都市計画区域マスターplan、市町村都市計画マスターplan、その他）

千歳恵庭圏区域マスターplanにおいて、市街地周辺部は、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要があり、農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図ることとしている。

変更内容

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、既存の規制区域を拡大する。

白地地域拡大となる面積 11.6ha

既存不適格状況

なし

その他の特記事項

なし

(別紙2-5)

地区別の建築形態制限の概要（変更分）

市町村名 千歳市

区域番号	千-1		地区名	5 桜木地区
制限値	建蔽率	6/10	道路斜線	1.5
	容積率	20/10	隣地斜線	2.5
地区の現況				
桜木地区は、千歳市の西部に位置した住宅街であり、地区内には遊具施設・パークゴルフ場・多目的運動場・噴水施設がある勇舞すこやか公園が整備されており、魅力的な住環境地区となっている。				
区域設定の理由				
都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、後背地と同様の土地利用が見込まれることから、新たに建築形態制限区域を設けるのではなく、既存の規制区域を拡大する。				
制限値設定理由				
現段階では面的な土地利用は想定されないが、適正な規制が必要であることから、既存の規制区域を拡大することとし、制限値については現在の規制と同様とする。				
将来土地利用構想（市町村総合計画、都市計画区域マスターplan、市町村都市計画マスターplan、その他）				
千歳恵庭圏区域マスターplanにおいて、市街地周辺部は、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要があり、農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図ることとしている。				
変更内容				
都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、既存の規制区域を拡大する。				
白地地域拡大となる面積 0.4ha				
既存不適格状況				
なし				
その他の特記事項				
なし				

(別紙 2-6)

地区別の建築形態制限の概要（変更分）

市町村名 千歳市

区域番号	千-1		地区名	6 自由ヶ丘地区
制限値	建蔽率	6/10	道路斜線	1.5
	容積率	20/10	隣地斜線	2.5

地区の現況

自由ヶ丘地区は、千歳市の西部に位置し、普通河川である勇舞川が流れしており、川沿いには園路が長く散歩コースとして多くの市民利用があるせせらぎさわやか公園のある住宅街である。

区域設定の理由

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、後背地と同様の土地利用が見込まれることから、新たに建築形態制限区域を設けるのではなく、既存の規制区域を拡大する。

制限値設定理由

現段階では面的な土地利用は想定されないが、適正な規制が必要であることから、既存の規制区域を拡大することとし、制限値については現在の規制と同様とする。

将来土地利用構想（市町村総合計画、都市計画区域マスターplan、市町村都市計画マスターplan、その他）

千歳恵庭圏区域マスターplanにおいて、市街地周辺部は、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要があり、農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図ることとしている。

変更内容

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、既存の規制区域を拡大する。

白地地域拡大となる面積 0.3ha

既存不適格状況

なし

その他の特記事項

なし

(別紙2-7)

地区別の建築形態制限の概要（変更分）

市町村名 千歳市

区域番号	千-1		地区名	7 自由ヶ丘地区
制限値	建蔽率	6/10	道路斜線	1.5
	容積率	20/10	隣地斜線	2.5

地区の現況

自由ヶ丘地区は、千歳市の西部に位置し、普通河川である勇舞川が流れており、川沿いには園路が長く散歩コースとして多くの市民利用があるせせらぎさわやか公園のある住宅街である。

区域設定の理由

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、後背地と同様の土地利用が見込まれることから、新たに建築形態制限区域を設けるのではなく、既存の規制区域を拡大する。

制限値設定理由

現段階では面的な土地利用は想定されないが、適正な規制が必要であることから、既存の規制区域を拡大することとし、制限値については現在の規制と同様とする。

将来土地利用構想（市町村総合計画、都市計画区域マスターplan、市町村都市計画マスターplan、その他）

千歳恵庭圏区域マスターplanにおいて、市街地周辺部は、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要があり、農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図ることとしている。

変更内容

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、既存の規制区域を拡大する。

白地地域拡大となる面積 0.1ha

既存不適格状況

なし

その他の特記事項

なし

地区別の建築形態制限の概要（変更分）

市町村名 千歳市

区域番号	千-1	地区名	8 自由ヶ丘地区 北斗地区
制限値	建蔽率 6/10 容積率 20/10	道路斜線 1.5 隣地斜線 2.5	日影規制 -

地区の現況

自由ヶ丘地区は、千歳市の西部に位置し、普通河川である勇舞川が流れしており、川沿いには園路が長く散歩コースとして多くの市民利用があるせせらぎさわやか公園のある住宅街である。

北斗地区は、千歳市の西部に位置し、第2種中高層住宅専用地域及び準工業地域などに設定されており、住宅から店舗、遊戯施設など幅広い建物が建築されている。また、南側には陸上自衛隊北千歳駐屯地が配置されている地区となっている。

区域設定の理由

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、後背地と同様の土地利用が見込まれることから、新たに建築形態制限区域を設けるのではなく、既存の規制区域を拡大する。

制限値設定理由

現段階では面的な土地利用は想定されないが、適正な規制が必要であることから、既存の規制区域を拡大することとし、制限値については現在の規制と同様とする。

将来土地利用構想（市町村総合計画、都市計画区域マスターplan、市町村都市計画マスターplan、その他）

千歳恵庭圏区域マスターplanにおいて、市街地周辺部は、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要があり、農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図ることとしている。

変更内容

都市計画用途地域の変更（縮小）に伴い、現行の白地地域の範囲が拡大となるため、既存の規制区域を拡大する。

白地地域拡大となる面積 0.9ha

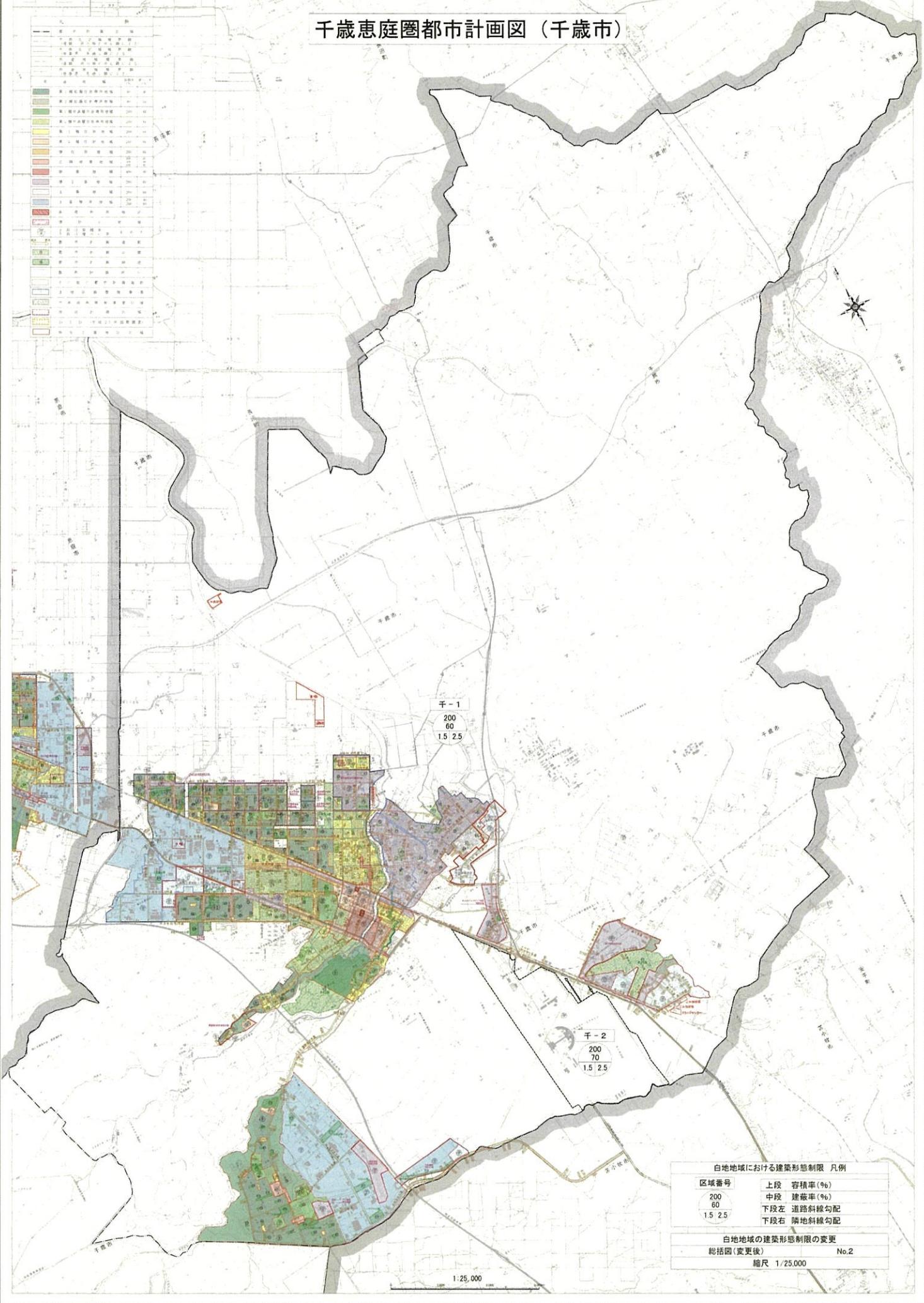
既存不適格状況

なし

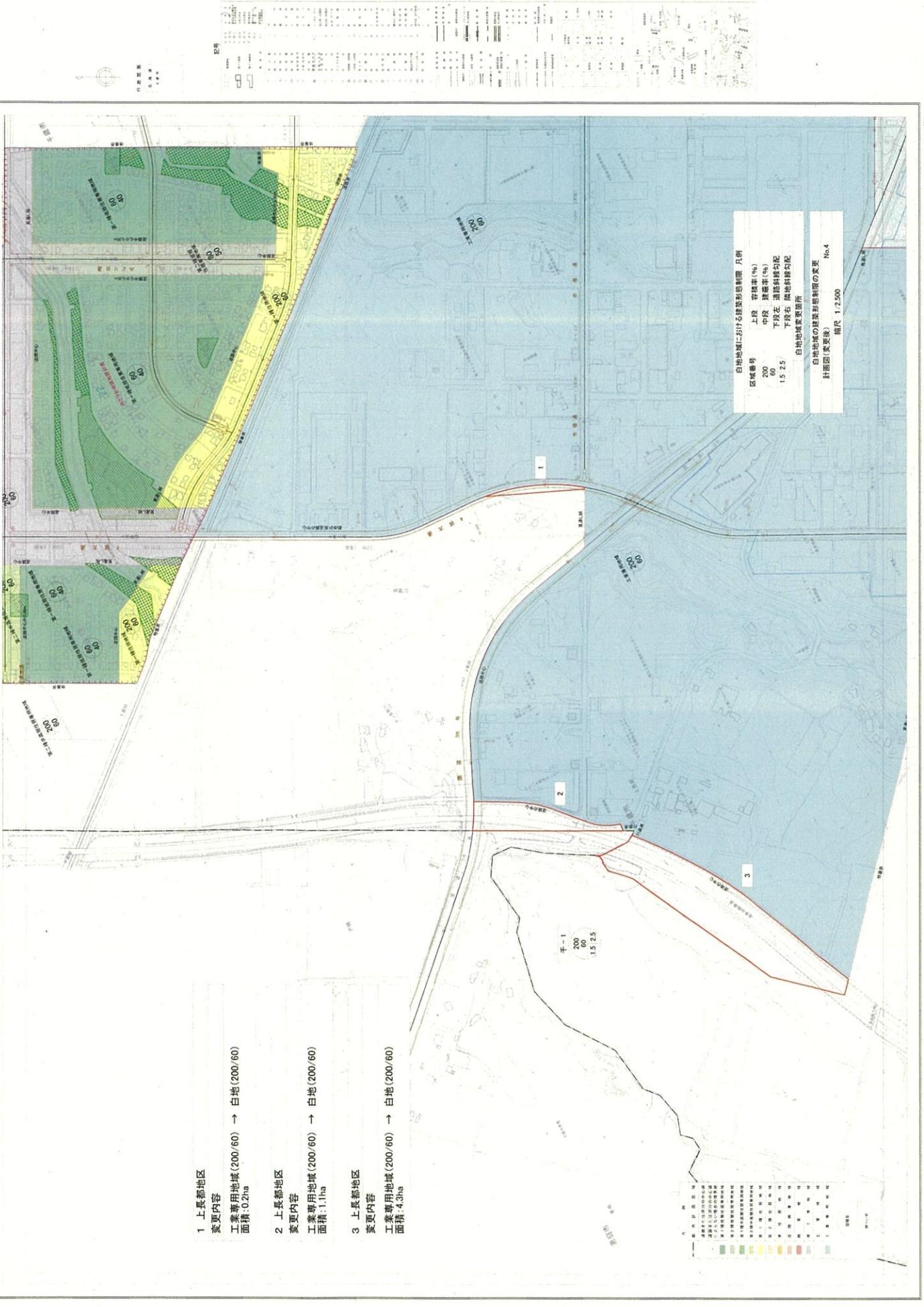
その他の特記事項

なし

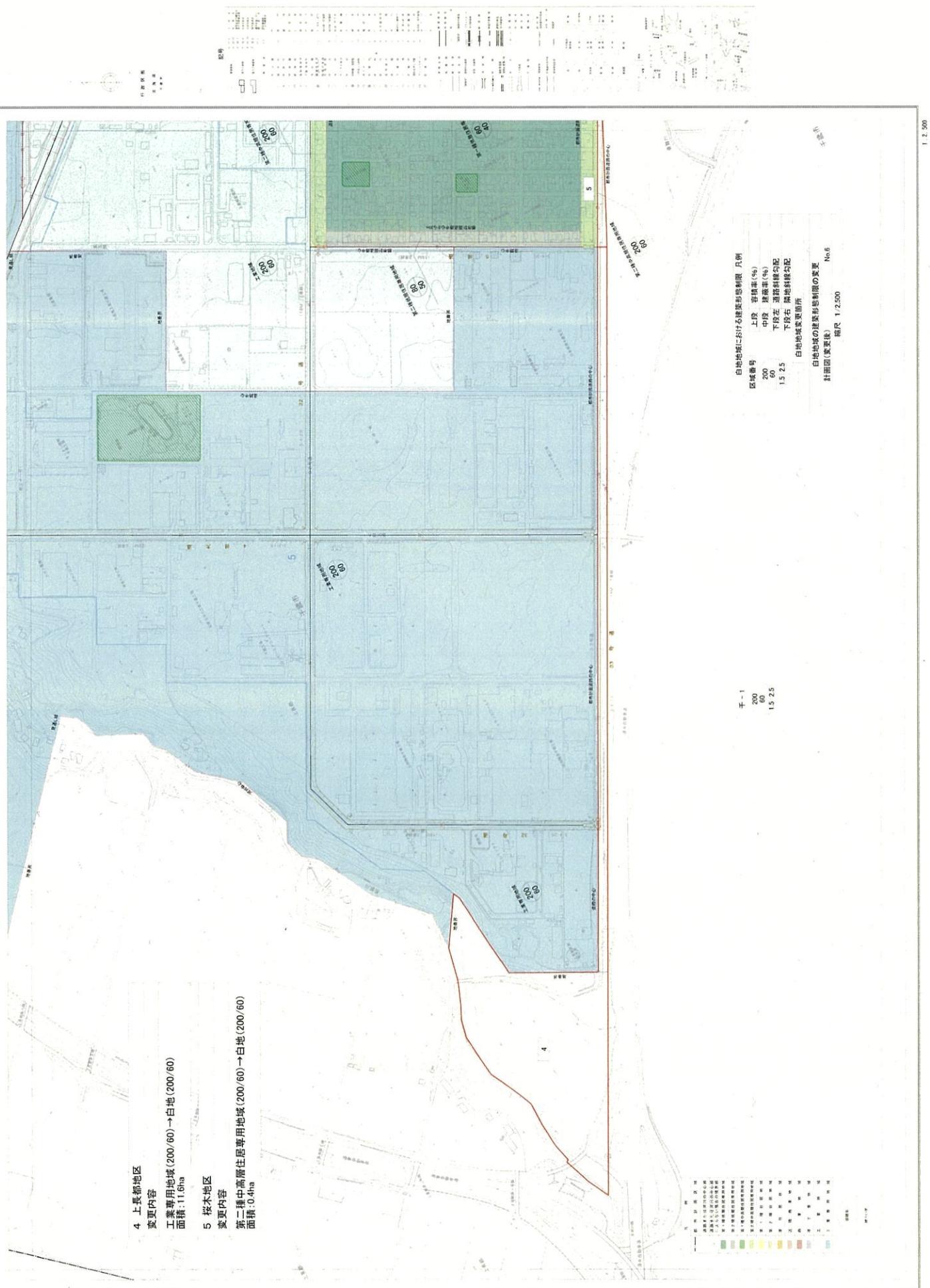
千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

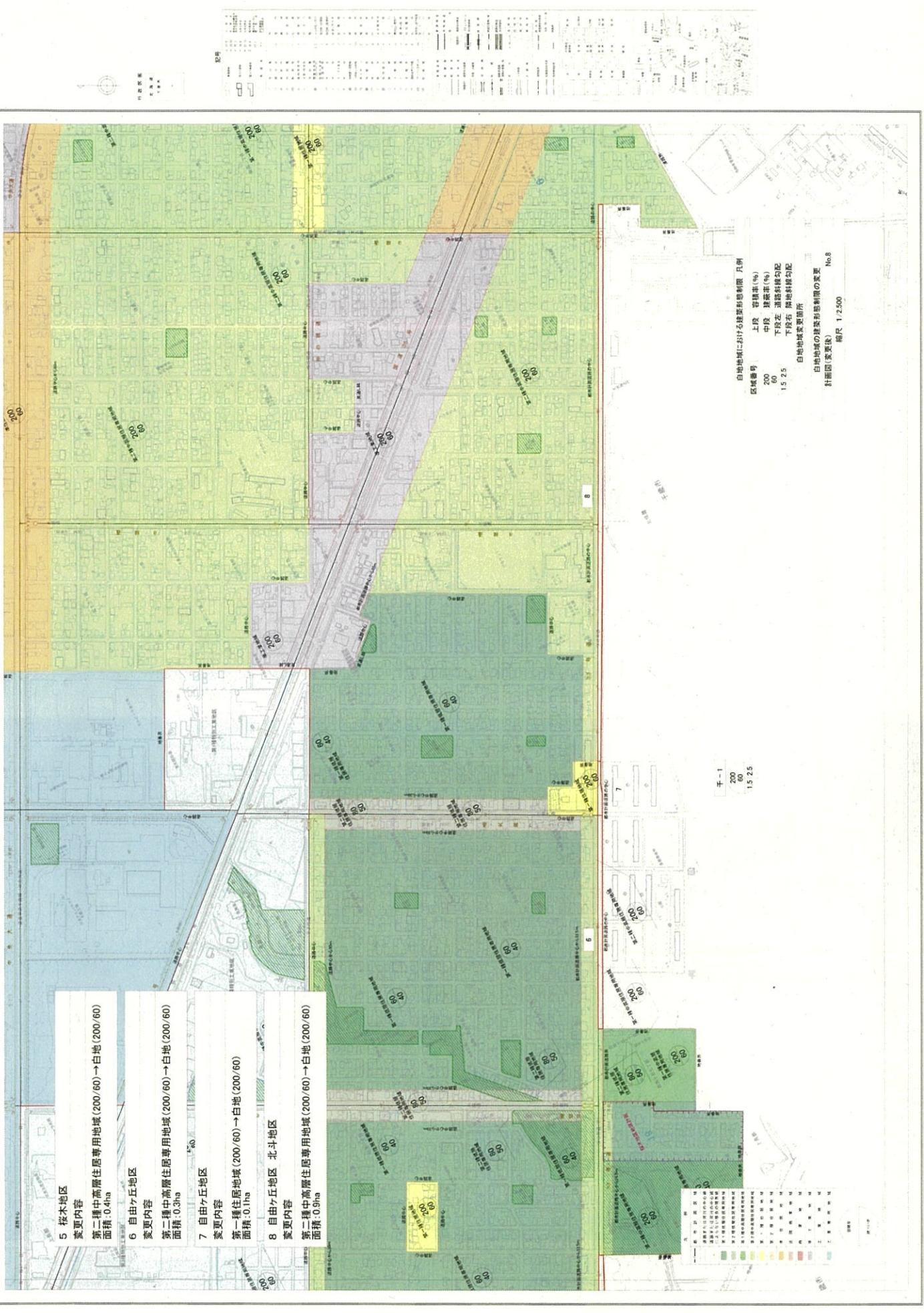


- 1 上長都地区
変更内容
工業専用地域(200/60) → 白地(200/60)
面積: 0.2ha
- 2 上長都地区
変更内容
工業専用地域(200/60) → 白地(200/60)
面積: 1.1ha
- 3 上長都地区
変更内容
工業専用地域(200/60) → 白地(200/60)
面積: 4.3ha

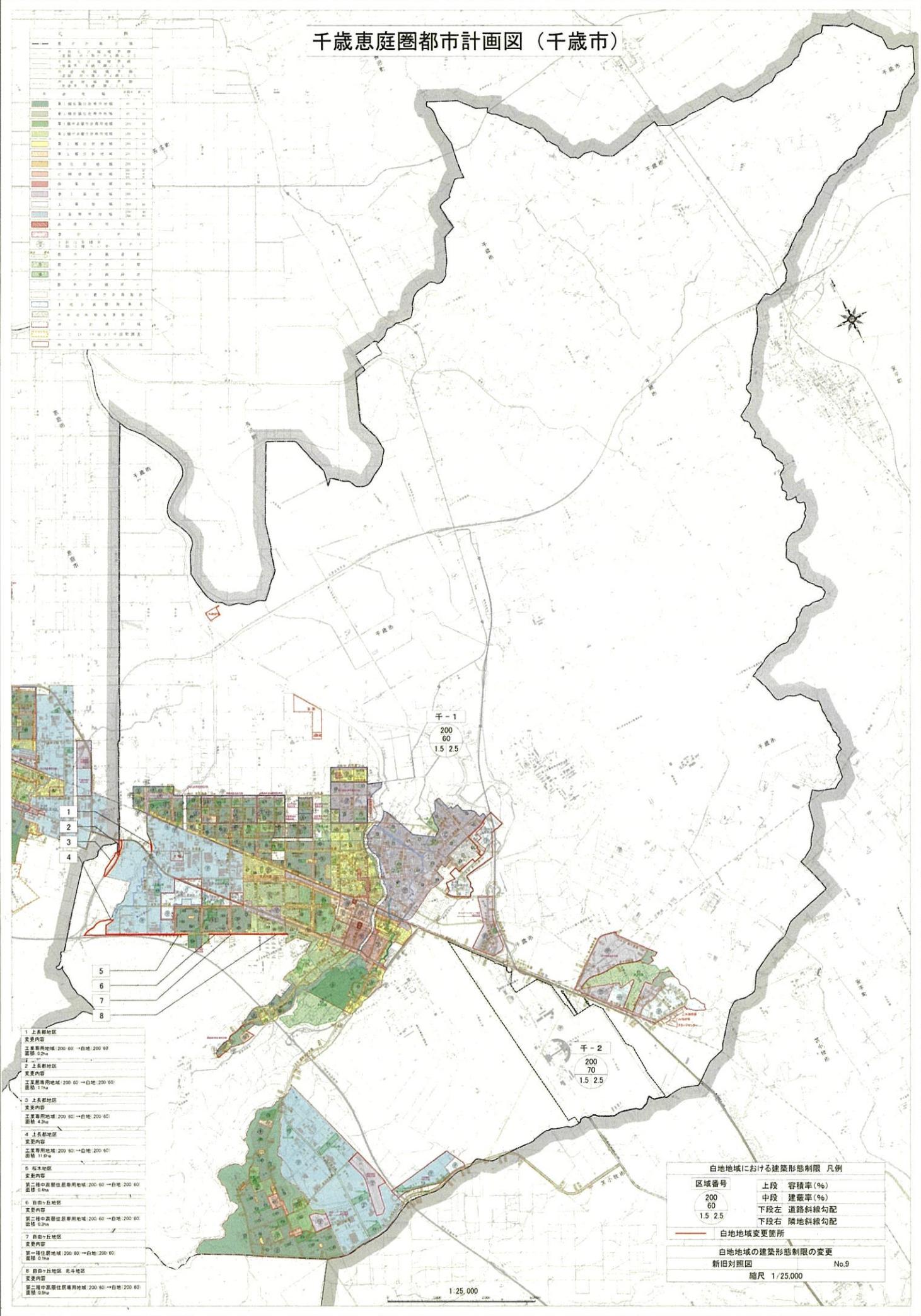


<p>4 上長都地区</p> <p>変更内容</p> <p>工業専用地域(200/60) → 白地(200/60) 面積: 11.6ha</p>	
<p>5 桧木地区</p> <p>変更内容</p> <p>第二種中高層住居専用地域(200/60) → 白地(200/60) 面積: 0.4ha</p>	





千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）



報告事項

**(1) 「千歳市第3期都市計画マスターplan」
及び「立地適正化計画」の策定状況について**

報告事項

(1)「千歳市第3期都市計画マスタープラン」 及び「立地適正化計画」の策定状況について

1. 千歳市都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割

① 千歳市都市計画マスタープランの役割

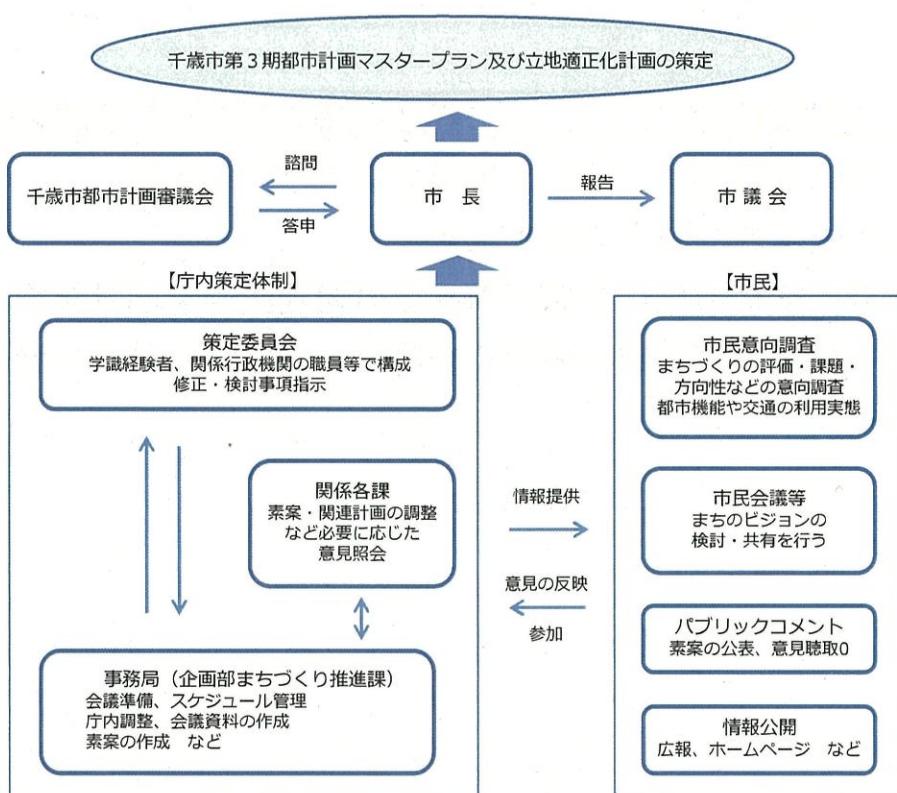
- ①都市の将来像及び都市づくりの目標を明らかにします
- ②都市計画の基本的な方針を示します
- ③土地利用計画や都市施設整備計画などの相互調整を図ります
- ④市民や事業者の都市計画への理解を深め、まちづくりへの参加意識を高めます

1. 千歳市都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割

② 立地適正化計画の役割

- ①都市全体を見渡したマスタープラン
- ②都市計画と民間施設誘導の融合
- ③市町村の主体性と都道府県の広域調整
- ④市街地空洞化防止のための新たな選択肢
- ⑤時間軸をもったアクションプラン
- ⑥都市計画と公共交通の一体化
- ⑦都市計画と公的不動産の連携

2. 策定体制



3. 策定委員会について

第1回 策定委員会 令和2年11月5日に開催

○会議内容

- (1) 都市計画マスター・プラン・立地適正化計画について
- (2) 千歳市の現況について
- (3) 策定に向けた課題・検討テーマについて
- (4) 都市づくりの目標について
- (5) 次回策定委員会について

3. 策定委員会について

策定委員の構成

	所属	氏名	備考
委員長	副市長	よこた りょういち 横田 隆一	
副委員長	企画部長	しまくら ひろゆき 島倉 弘行	
委員・アドバイザー	北海学園大学	すずき そうし 鈴木 聰士	
委員	総務部長	ささき よしのり 佐々木 善範	
"	市民環境部長	さわだ とおる 澤田 徹	
"	保健福祉部長	さとう いさむ 佐藤 勇	
"	こども福祉部長	うえの みはる 上野 美晴	
"	産業振興部長	しなだ まさとし 品田 雅俊	
"	観光スポーツ部長	いしだ しゅういち 石田 肇一	
"	建設部長	いそざき とおる 磯崎 徹	
"	市立千歳市民病院事務局長	やまだ よしかず 山田 喜一	
"	消防長	さとう こういち 佐藤 孝一	
"	公営企業管理者	まきの としひこ 牧野 敏彦	
"	教育部長	ちだ よしひこ 千田 義彦	

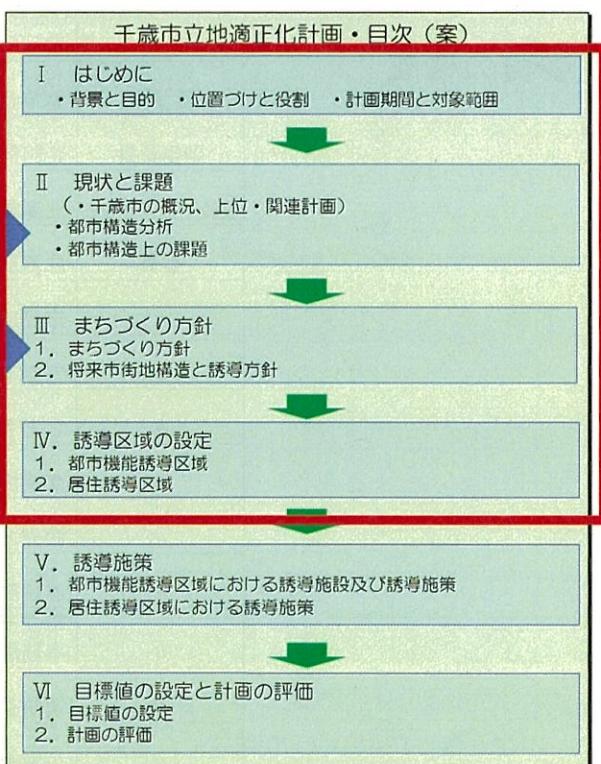
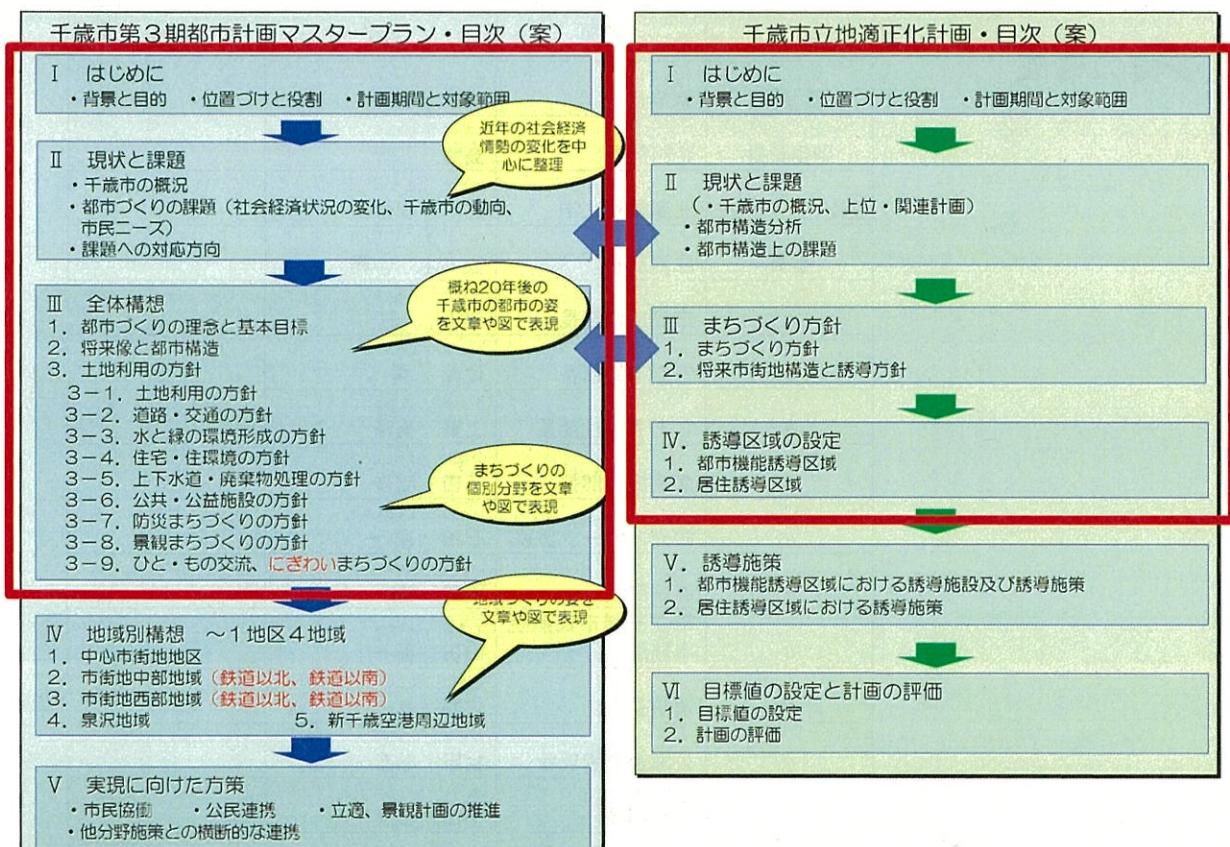
4. 市民会議について

市民会議委員の構成

学識経験を有する者	公立大学法人 公立千歳科学技術大学	特任教授	かわな 川名 典人
	千歳市農業委員会	会長職務代理者	ひらおき 平沖 道徳
農業、商工、観光、福祉関連団体	千歳商工会議所 千歳市商店街振興組合連合会 (インディアン水車通り商店街振興組合)	専務理事 副理事長	すずき たかお 鈴木 隆夫 いりぐち 入口 浩一郎
	千歳工業クラブ	副代表幹事	みのの みつ野 仁
	千歳建設業協会	副会長	なかやま 中山 千太朗
	千歳の観光を考える会 社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会	企画運営部会 部会長 常務理事	すずき やすひこ 鈴木 銀彦 みさき なひこ 三崎 直彦
その他関連する団体	ちとせ環境と緑の財団 北海道旅客鉄道株式会社 北海道エアポート株式会社 千歳相互観光バス株式会社 北海道開発局札幌開発建設部 千歳道路事務所 北海道札幌方面千歳警察署 千歳市防災マスターーリーダー会	総務課総務係長 副駅長 総務本部 地域共生部長 専務取締役 所長 地域・交通官 事務局長	すがい ようこ 須貝 陽子 おの 小野 克広 ひらいけ 平池 晓 ぬまた 沼田 聖 うりゅう 瓜生 和幸 ふじさわ 藤澤 宏 いずみさと 泉澤 豊和
市民等	千歳市町内会連合会	理事	いとう 伊藤 宏之 なかつか 中塙 茜 さいとう 斎藤 成哉 ないとう 内藤 陸斗

第1回 市民会議 令和2年12月17日の開催を延期

5. 策定状況について



報告事項

(2) 「千歳市景観計画」の策定状況について

報告事項

(2)「千歳市景観計画」の策定状況について

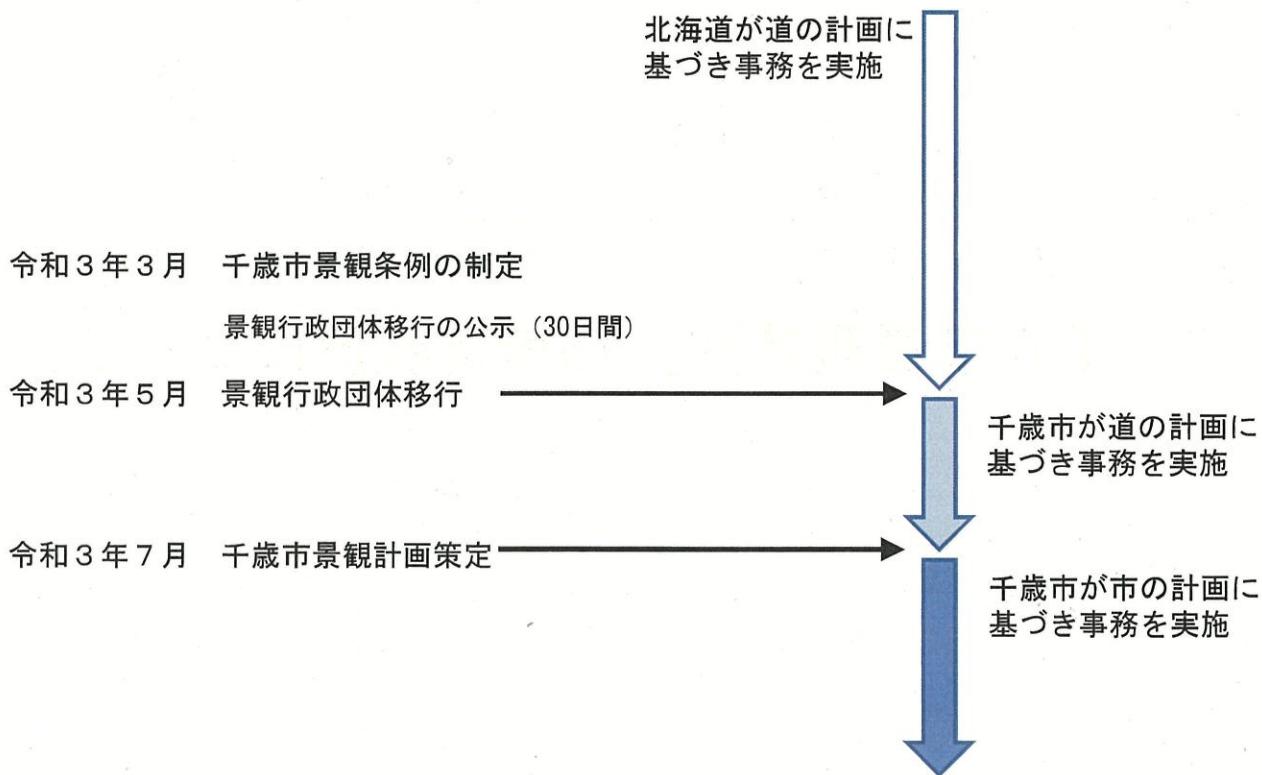
1. 千歳市景観計画策定の目的と背景について

現在、本市においては、「キウス周堤墓群」を「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として、世界文化遺産への登録を目指しており、その際に、「国の中文化審議会世界文化遺産部会」等から、構成資産を有する各自治体において、令和3年7月に予定されている世界遺産登録審議を目標に、「景観計画」の策定を行うよう求められております。

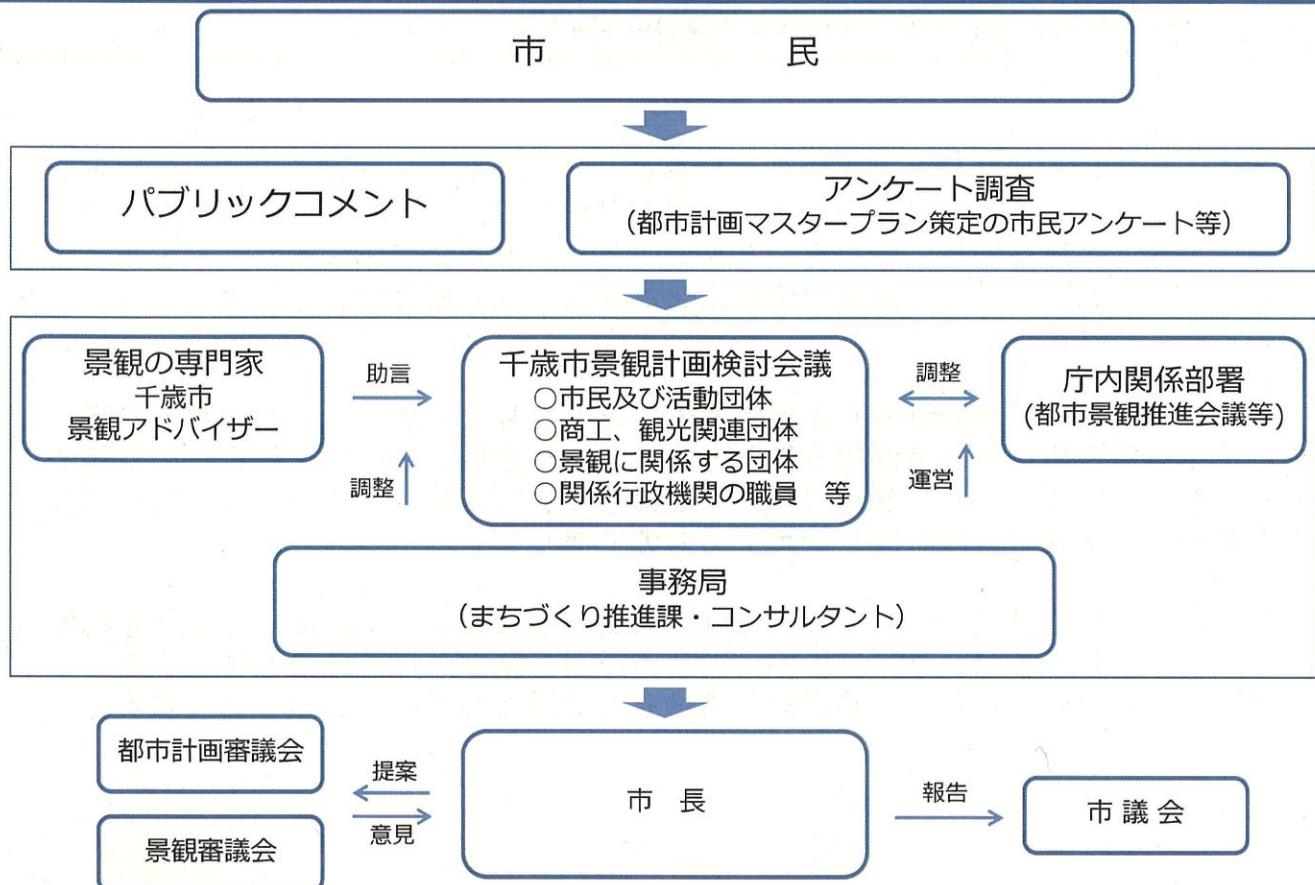
このことから、「景観計画」を策定することとなります。今後は北海道が行っている景観行政事務を本市が担うこととなり、本市全域において千歳らしい景観づくりを進めていくことは、都市の魅力を高めることにも繋がることから、地域の特性を生した「千歳市景観計画」策定するものであります。

なお、「千歳市景観計画」については、景観審議会を新たに設置して意見を聴取することになりますが、景観法において都市計画審議会からも意見を聴取することとされておりましたことから、都市計画審議会の議題としているものであります。

2. 景観行政事務の移行の流れについて



3. 策定体制



3. 策定体制

市民会議委員の構成

区分	団体名	職名	氏名
学識経験を有する者	公立大学法人千歳科学技術大学	教授	小林 大二
農業、商工、観光関連団体	千歳商工会議所	課長	伊藤 佑輔
	千歳観光連盟	マネージャー	齊藤 毅
関係行政機関の職員	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所	所長	瓜生 和幸
	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所	課長	山口 昌志
	北海道空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所	主査	安田 輝一
その他景観に関係する団体	北海道旅客鉄道株式会社	副駅長	小野 克広
	北海道建築士会千歳支部	支部長	南雲 勇次
市民等	千歳青年会議所	理事長	曙 嘉輝
	キウス周堤墓群を守り活かす会		廣島 潤子
	市民公募		北原 三津代
	市民公募		村中 敬維

4. 千歳市景観計画の構成について

1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 景観の定義

2章 千歳市の景観特性と課題

1. 千歳市の概要
2. 千歳市の景観特性
3. 千歳市の景観づくりに
求められる事項と課題

3章 景観づくりの基本理念・基本方針

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 景観計画区域
4. 景観エリアごとの景観づくりの考え方

4章 景観づくりのルール

1. 景観づくりの基準
2. 届出対象行為
3. 届出に係る基本フロー図

5章 景観づくりに関わる資源の

指定方針や整備に関する事項

1. 景観重要建造物・景観重要樹木
の指定の方針

6章 景観づくりの推進方策

1. 景観づくりを支える推進方策

5. 千歳市景観検討会議の開催状況について

第1回 千歳市景観計画検討会議 令和2年8月5日に開催

○会議内容

- (1) 景観に関する基本情報について
- (2) 景観計画策定及び景観条例制定の目的、策定の流れなど
- (3) キウス周堤墓群の世界遺産登録について
- (4) 景観計画区域、景観重点区域について
- (5) 景観重点区域の景観づくりの考え方について

<委員等からの意見>

- キウス周堤墓群の世界遺産登録など、既存計画策定時とは千歳市を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、千歳市全体の「景観」について検討していければ良い。
- キウス周堤墓群周辺の樹木について、樹木の生長により視点場からの眺望が遮られる場合も考えられることから、その際の対応を考えておくべき。
- 現在、視点場からの眺望がどのように見えるかがわからないので、視点場からの眺望が確認できるような写真等の資料があった方が良い。

5. 千歳市景観検討会議の開催状況について

第2回 千歳市景観計画検討会議 令和2年9月7日に開催

○会議内容

- (1) 景観計画区域、景観重点区域について
- (2) キウス周堤墓群周辺の景観特性と課題について
- (3) 景観重点区域の景観づくりの方針について
- (4) 景観重点区域における届け出対象行為と景観形成基準について

<委員等からの意見>

- キウス周堤墓群周辺の景観づくりについて、縄文時代の雰囲気を保持するためには、史跡周辺の緩衝地帯の在り方が重要であり、現況の樹林帯の役割が大きいが、落葉時期には周辺の農家住宅などの建築物が樹林間に見えてくることから、景観の配慮が必要と考える。また、史跡周辺の建設されるサイン類等の工作物は、素材や色彩、形状や大きさなど景観上の配慮が必要である。
- 史跡内を通過する国道337号について、道路脇に柵がある場所や擁壁が見える場所が存在するので、このような工作物を周囲の自然と馴染ませる色使いや素材の選択、擁壁をつる性植物などで隠蔽するなどの手法と取を取り入れたら良いと考える。
- 景観計画での規制は「許可行為」ではなく「届出」であるため、強制力に限界がある。また、土地所有者に変更があった場合、届出されないことも想定されるので、土地所有者と承諾書などを交わすなどの対応を行った方が良いのではないか。
- 比較的規模の小さな増築の場合、確認申請手続きを行わない農家も多いため、建築士会や事業者などへの周知が重要である。

5. 千歳市景観検討会議の開催状況について

第3回 千歳市景観計画検討会議 令和2年12月21日
※書面会議に変更

○会議内容

- (1) 基本理念、基本方針について
- (2) 景観エリアごとの景観づくりの方針について
- (3) 一般区域における届出対象行為と景観形成基準について
- (4) 景観づくりに関わる資源の指定方法や整備に関する事項について
- (5) 景観づくりを支える推進方策について
- (6) 景観条例（案）の報告について

第4回 千歳市景観計画検討会議 令和3年2月に開催予定

○会議内容

- (1) 千歳市景観計画（素案）の報告

6. 今後のスケジュール（予定）

令和2年度	1月 千歳市都市計画審議会（千歳市景観計画の策定状況の報告）
	2月 千歳市景観計画（素案）作成
	第4回千歳市景観計画検討会議
	3月 千歳市景観条例制定
	4月 千歳市景観条例の一部施行
	5月 景観行政団体へ移行、景観行政事務開始
	千歳市景観計画（素案）のパブリックコメント
	6月 議会報告（千歳市景観計画（案））
	千歳市景観審議会（千歳市景観計画（案）の意見聴取）
	千歳市都市計画審議会（千歳市景観計画（案）の意見聴取）
令和3年度	7月 千歳市景観計画策定・運用開始、千歳市景観条例全面施行

